

## 第2期定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

### ■事業報告

業務の適正を確保するための体制・・・・・・・・・・・・・・・・	1 頁
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要・・・・・・・・	4 頁

### ■連結計算書類

連結株主資本等変動計算書・・・・・・・・・・・・・・・・	5 頁
連結注記表・・・・・・・・・・・・・・・・	6 頁

### ■計算書類

株主資本等変動計算書・・・・・・・・・・・・・・・・	23 頁
個別注記表・・・・・・・・・・・・・・・・	24 頁

## 業務の適正を確保するための体制

当社は、法令に従い、業務の適正を確保するための体制の整備について「内部統制システムの構築に関する基本方針」を取締役会で決議しております。その内容は、次のとおりであります。

### 内部統制システムの構築に関する基本方針

#### 1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社グループの継続的发展を目的とした内部統制システムの充実を図るため、その運用に関する基本的な事項を明文化した「内部統制基本規程」に則り、社長直轄の内部統制推進委員会を設置し、適切に内部統制システムの整備・運用を行う。
- (2) 取締役および使用人に法令および社内規程の遵守を徹底するため、コンプライアンス担当取締役を委員長として「コンプライアンス委員会」を設置する。
- (3) コンプライアンスの推進については、社長ならびに取締役は、策定した「ヤマエグループ 行動の基準（コンプライアンス・マニュアル）」を実行することが自らの役割であることを認識し行動するとともに、使用人に周知徹底を図るため、当社およびグループ会社の研修等を通じ指導する。
- (4) 取締役および使用人が法令・社内規程等に違反する行為を発見した場合の報告窓口として設けた、「社内通報窓口（ホットライン）」を維持・整備する。
- (5) 監査部は、内部統制システムの確認・評価および業務に係る内部監査を行う。
- (6) 監査等委員会は、取締役の職務執行を監査し、また、取締役が内部統制システムを適切に構築し運用しているかを監視し検証する。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書の取り扱いは、法令および社内規程（「情報システム開発・運用管理規程」・「文書取扱規程」等）に従い、適切に保存および管理（廃棄を含む）する。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社の事業にとって重要である債権・与信等に係るリスク等については、社長を議長とする会議（経営会議メンバー出席）において管理、検討する。
- (2) 災害時には「地震災害マニュアル」に基づき行動する。
- (3) 社長に直属する監査部は、「内部監査規程」に基づき定期的に内部監査を行い、また、「内部統制基本規程」に基づき各重要リスクに関するチェックを行い、社長、内部統制推進委員長および監査等委員会へ報告する。
- (4) 監査等委員は、取締役が会社に著しい損害または重大な事故を招くおそれがあると認めるとき、遅滞なく取締役会に報告し、必要な措置を講ずることを求める。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に毎年策定される年度計画に基づき、各業務執行ラインにおいて目標達成のための活動を行うこととする。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか、業績報告を通じモニタリングを行う。
- (2) 業務執行のマネジメントについては、「取締役会規程」により定められている事項およびその付議基準に該当する事項については、すべて取締役会に付議することを遵守する。日常の職務執行に際しては、職務分掌規則等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとする。
- (3) 取締役会は、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、取締役および常務執行役員以上をもって構成する経営会議を原則として毎週1回開催する。

#### 5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、「関連会社管理規程」において子会社の担当部門および管理担当部署を定め、それぞれの長は同規程に基づき子会社の管理等を行う。
- (2) 子会社の経営については、自主性を尊重しつつ、「関連会社管理規程」に基づき事業内容の報告を求め、また、「関連会社の重要事項の権限および稟議書提出事項」を定め、同事項に基づき重要案件については、当社取締役会および経営会議ならびに稟議において協議・審議を行う。
- (3) 当社監査部は、「内部監査規程」・「関連会社管理規程」に基づき子会社の監査を定期的に行う。
- (4) 当社監査等委員会は、子会社監査役と定期的に連絡会を開催し、監査事例等についての意見交換を行い、各課題の共有化を図る。

#### 6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、その取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会のその取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査等委員会の職務補助のためスタッフを置き、当該スタッフは、監査等委員会の命を受け職務を補佐する。
- (2) 監査等委員会の職務を補助するスタッフに対する指揮命令権限は、その監査業務を補助する範囲内において監査等委員会に帰属するものとする。
- (3) 監査等委員会の職務を補助するスタッフの人事については、監査等委員会の同意を得て行う。

#### 7. 取締役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制ならびに当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当社および当社グループの取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、法令または定款に違反する行為が行われまたは行われようとしていることを発見したときは、直ちに監査等委

員会に報告する。

- (2) 「社内通報窓口（ホットライン）」への通報内容が監査等委員会の職務の執行に必要な範囲に係る場合および通報者が監査等委員会への通報を希望する場合は速やかに監査等委員会に通知する。
- (3) 当社は、前2項に従い監査等委員会へ報告を行った当社および当社グループの取締役および使用人に対して、不利益な取り扱いを行うことを禁じる。
- (4) 当社および当社グループの取締役および使用人は、監査等委員会に対して法定の事項に加え、全社的に影響を及ぼす重要事項に関して決定した内容を報告する。
- (5) 監査部は、実施した内部監査の結果あるいは重要事項と認識した事項について、速やかに監査等委員会に報告する。
- (6) 監査等委員会が選定した監査等委員は、取締役会の他重要な会議に出席し、適宜意見を述べる。
- (7) 監査等委員会は、必要に応じて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査部、会計監査人等に対して報告を求める。

#### **8. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に関する事項、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- (1) 監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合をもち、会社に対処すべき課題、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行うなど相互認識を深める。
- (2) 監査等委員会は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で、外部法律事務所、公認会計士、コンサルタントその他外部アドバイザーを活用する。
- (3) 当社は、監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、監査の職務に必要なでないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

#### **9. 財務報告の信頼性を確保するための体制**

金融商品取引法および関連法令等に基づき、財務報告の適正性および信頼性を確保するため制定した「財務報告に係る内部統制基本規程」に則り、適切に財務報告に係る内部統制システムの整備・運用を行う。

#### **10. 反社会的勢力による被害を防止するための体制**

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力や団体等に対し毅然たる態度で対応し、これらからの不当な要求に屈することなく、外部の専門機関と連携して、組織的に対応する。

## 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、前記の「内部統制システムの構築に関する基本方針」に基づき、内部統制システムの構築とその適正な運用に努めております。当期におけるその運用状況の概要は次のとおりであります。

- (1) 主な会議の開催状況としては、取締役会は14回開催され、会社の重要事項に係る審議を通じて業務執行の適正を確保することに努めるとともに、法令および当社取締役会規程に定める決議事項を適切に決議し、適宜必要事項につき報告を受けることにより業務執行の監視を行いました。監査等委員会は13回開催され、取締役から経営に関する重要事項の報告を受け、協議および決議を行いました。
- (2) 監査等委員会は、取締役の職務執行を監査・監督し、必要に応じて助言・勧告等を行い、監査等委員会が選定した監査等委員は、取締役会等重要な会議に出席し、適宜意見を述べました。また、必要に応じて監査部が行う内部監査に同行しました。
- (3) 監査部は、内部監査活動計画に基づき、当社および子会社の業務監査を行いました。内部統制システムの運用状況につきましては監査部長が、各重要項目に関する内部統制評価表に基づき、各部署における内部統制システムの機能状況を確認し、その結果を社長、内部統制推進委員長および監査等委員会に報告しました。また、総括として期末（2023年3月）に「内部統制推進委員会」を開催し、基本方針に基づき内部統制システムが適正に構築・運用されていることを確認した後、取締役会へ報告し最終確認を行いました。
- (4) コンプライアンスに対する取組みとしては、社長自らその重要性を発信し、また、監査部によりヤマエ久野階層別研修（12回実施）やヤマエグループ全役職員を対象にeラーニングを活用した研修を行う等、継続的な啓発を行いました。

## 連結株主資本等変動計算書

〔2022年4月1日から  
2023年3月31日まで〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,974	1,185	50,235	△0	54,395
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	-	-	△947	-	△947
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	7,868	-	7,868
自己株式の取得	-	-	-	△0	△0
自己株式の処分	-	-	-	34	34
自己株式処分差益	-	9	-	-	9
連結範囲の変動	-	-	△50	△34	△84
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	-	△652	-	-	△652
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	△642	6,870	△0	6,227
当 期 末 残 高	2,974	542	57,106	△0	60,623

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券評価 差額金	為替換算調整 勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益累計額 合計		
当 期 首 残 高	3,595	△37	70	3,628	2,511	60,535
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	-	△947
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	-	-	-	7,868
自己株式の取得	-	-	-	-	-	△0
自己株式の処分	-	-	-	-	-	34
自己株式処分差益	-	-	-	-	-	9
連結範囲の変動	-	-	-	-	-	△84
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	-	-	-	-	-	△652
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	325	△63	△87	174	8	182
当 期 変 動 額 合 計	325	△63	△87	174	8	6,410
当 期 末 残 高	3,920	△100	△17	3,803	2,519	66,946

# 連結注記表

## 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### (1) 連結の範囲に関する事項

#### ① 連結子会社の数 48社

主要な連結子会社の名称

ヤマエ久野(株)、高千穂酒造(株)、(株)リンネット、ヤマエ石油(株)、高千穂倉庫運輸(株)、(株)ワイテック、(株)カクヤマ、ヤマエレンタリース(株)、(株)サンエー21、ヤマエ菓子(株)、(株)オトスイ、デリカS Fホールディングス(株)、みのりホールディングス(株)、(株)春日や、(株)日装建、(株)T A T S U M I、Y L O(株)、H V Cホールディングス(株)、(株)鹿島技研、日装ビルド(株)、(株)栄住産業、(株)カネシメイチ、ORIGINAL JAPAN S.R.L、あしたも(株)、(株)アスティーク、福岡農産(株)、丸永(株)、Y G L(株)、日本ピザハット・コーポレーション(株)、ヤマエリアルティ(株)、Arco Marketing Pte Ltd、(株)クイックス

ヤマエ菓子株式会社は、2022年10月1日付でいんま商事株式会社より商号変更しております。  
(連結の範囲の変更)

[食品関連事業]

2022年8月31日に新たに日本ピザハット・コーポレーション株式会社の発行済株式の全てを取得したため、同社及びその子会社の日本ピザハット株式会社、ピザハット・エージェンシー株式会社を連結の範囲に含めております。

また、2022年10月3日に新たにArco Marketing Pte Ltdの発行済株式の一部を取得したため、同社を連結の範囲に含めております。

さらに、2022年11月1日に新たに株式会社クイックスの発行済株式の一部を取得したため、同社を連結の範囲に含めております。

加えて、非連結子会社でありましたあしたも株式会社は、当連結会計年度において重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

[糖粉・飼料畜産関連事業]

2022年5月2日に新たに丸永株式会社の発行済株式の全てを取得したため、同社及びその子会社の有限会社マルナガファーム、有限会社丸永エッグランドを連結の範囲に含めております。

また、2022年5月2日に新たに福岡農産株式会社の発行済株式の全てを取得したため、同社及びその子会社の株式会社福岡ワールドグレイNZを連結の範囲に含めております。

[住宅・不動産関連事業]

2022年4月1日に新たに株式会社アスティークの発行済株式の全てを取得したため、同社及びその子会社の株式会社アスティークパートナーズを連結の範囲に含めております。

また、2022年10月3日にヤマエリアルティ株式会社を新規設立し、連結子会社としております。

[その他]

2022年7月1日に新たにF C Pロジスティクス株式会社(現Y G L株式会社)の発行済株式の全てを取得したため、同社及びその子会社の九州栄孝エクスプレス株式会社、ライゴーエクスプレス株式

会社、株式会社誠信運輸センターを連結の範囲に含めております。

② 非連結子会社の名称

(有)津山青果

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の数 4社

主要な会社の名称

ワイ&アイホールディングス（同）、(株)クオリティファーム、トイメディカル(株)、(株)トワード  
（持分法適用の範囲の変更）

2023年2月1日に株式会社トワードの株式を取得したことにより、持分法適用の範囲に含めております。

② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社の名称

(有)津山青果、トリゼンクオリティオーシャンズ(株)

持分法を適用していない理由

連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。

③ 持分法適用会社の事業年度に関する事項

持分法適用会社のうち、トイメディカル株式会社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項

当連結会計年度において、丸永株式会社、有限会社マルナガファーム及び有限会社丸永エッグランドは決算日を2月28日から3月31日に変更し、連結決算日と同一となっております。

福岡農産株式会社は決算日を5月31日から3月31日に変更し、連結決算日と同一となっております。

株式会社アスティークパートナーズは決算日を6月30日から3月31日に変更し、連結決算日と同一となっております。

株式会社アスティーク及び株式会社福岡ワールドグレインズは決算日を9月30日から3月31日に変更し、連結決算日と同一となっております。

YGL株式会社、九州栄孝エクスプレス株式会社、ライゴーエクスプレス株式会社及び株式会社誠信運輸センターは決算日を11月30日から3月31日に変更し、連結決算日と同一となっております。

連結子会社のうち、ORIGINAL JAPAN S.R.L.の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用しております。

また、Arco Marketing Pte Ltdの決算日は6月30日であり、連結財務諸表の作成に当たって12月31日を仮決算日とした決算を行っております。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用しております。

なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 …………… 移動平均法による原価法

(5) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、仕掛品、原材料、貯蔵品 ……………主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

未成工事支出金、販売用不動産、

仕掛販売用不動産……………個別法に基づく原価法

(6) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

2007年3月31日以前に取得したもの……………主として旧定率法

2007年4月1日以降に取得したもの……………主として定率法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、1998年4月1日から2007年3月31日までに取得した建物（建物附属設備は除く）については、旧定額法によっており、2007年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

(イ) 無形固定資産（ソフトウェアを除く）…定額法

(ロ) ソフトウェア（自社利用分）……………社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

③ リース資産

(イ) 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 ……自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

(ロ) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 ……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ その他（長期前払費用） ……契約期間等に応じた均等償却

(7) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職により支給する退職慰労金に備えるため、役員退職慰労金支給に関する内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(8) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

① 食品関連事業

(イ) 食品・酒類の製造・販売

当該商品及び製品の販売について、商品及び製品を顧客へ引渡し、顧客の検収を受けた時点において顧客が当該商品及び製品の支配を獲得し、履行義務が充足されることから、顧客の検収を受けた時点で収益を認識しております。また、一部の履行義務においては、出荷時から支配移転時までの間が通常の期間であることから、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日。以下「収益認識適用指針」という。）第98項の代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しております。

物品販売の一部契約（主に酒類空容器の販売）には、財又はサービスが他の当事者により顧客に提供されるように手配する履行義務が含まれており、当該契約に係る収益について、純額で認識しております。

物品販売（主に食品の販売）に係る収益のうち、販売時にポイントを付与するカスタマー・ロイヤリティ・プログラムに関する売上については、付与したポイントのうち履行義務として識別されるものは、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行っております。これにより付与したポイントについて契約負債を認識し、収益から控除しております。

物品販売（主に食品の販売）に係る収益のうち、支給品の売上に該当するものについては、加工賃のみを純額で認識しております。

顧客に支払われる対価のうち、当社及び連結子会社の顧客に対する財又はサービスの提供と一体であると判断されるもの（得意先発注システムの利用料や得意先共配センター利用料等）については、顧客から受け取る取引価格の減額として処理しております。

#### (ロ) 物流サービスの提供

当該役務提供については、「収益認識に関する会計基準」〔企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。〕第38項（1）の要件を満たすことから、一定期間にわたって充足される履行義務であると判断しております。当該契約において約束したサービスの提供により顧客から受け取る対価は、予め一定額が定められているものではなく、経過期間や引渡し単位数により変動するものであることから、アウトプット法により、現在までに移転したサービスの顧客にとっての価値を直接的に見積った進捗度に応じて、一定期間にわたり収益を認識しております。

### ② 糖粉・飼料畜産関連事業

#### (イ) 食品原材料の販売

当該商品の販売について、商品を顧客へ引渡し、顧客の検収を受けた時点において顧客が当該商品の支配を獲得し、履行義務が充足されることから、顧客の検収を受けた時点で収益を認識しております。また、一部の履行義務においては、出荷時から支配移転時までの間が通常の期間であることから、収益認識適用指針第98項の代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しております。

物品販売の一部契約には、財又はサービスが他の当事者により顧客に提供されるように手配する履行義務が含まれており、当該契約に係る収益について、純額で認識しております。

また、物品販売に係る収益のうち、支給品の売上に該当するものについては、加工賃のみを純額で認識しております。

#### (ロ) 飼料・畜産・水産物の販売

当該商品の販売について、商品を顧客へ引渡し、顧客の検収を受けた時点において顧客が当該商品の支配を獲得し、履行義務が充足されることから、顧客の検収を受けた時点で収益を認識しております。また、一部の履行義務においては、出荷時から支配移転時までの間が通常の期間であることから、収益認識適用指針第98項の代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しております。

### ③ 住宅・不動産関連事業

#### (イ) 住宅資材・木材の製造・販売

当該商品及び製品の販売について、商品及び製品を顧客へ引渡し、顧客の検収を受けた時点において顧客が当該商品及び製品の支配を獲得し、履行義務が充足されることから、顧客の検収を受けた時点で収益を認識しております。また、一部の履行義務においては、出荷時から支配移転時までの間が通常の期間であることから、収益認識適用指針第98項の代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しております。

#### (ロ) マンション等の建設に係る工事請負

当該役務提供については、収益認識会計基準第38項（2）の要件を満たすことから、一定期間にわたって充足される履行義務であると判断しており、契約期間にわたる工事の進捗に応じて充足されるため、工事の進捗度に応じて収益を認識しております。なお、進捗度の測定は、発生原価が履行義務の充足における企業の進捗度に寄与及び概ね比例していると考えられることから、発生原価に基づくインプット法によっております。

ただし、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、収益認識適用指針第95項の代替的な取扱いを適用し、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

### ④ その他の事業

#### (イ) 情報機器販売

当該製品の販売について、製品を顧客へ引渡し、顧客の検収を受けた時点において顧客が当該製品の支配を獲得し、履行義務が充足されることから、顧客の検収を受けた時点で収益を認識しております。また、一部の履行義務においては、出荷時から支配移転時までの間が通常の期間であることから、収益認識適用指針第98項の代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しております。

また、一部契約には機器の販売と保守サービスの提供という複数の履行義務が含まれており、それぞれ別個の履行義務と判断していることから、独立販売価格の比により取引価格を配分した上で、保守サービスの提供に係る収益については、契約期間にわたって認識しております。

#### (ロ) 受注制作ソフトウェア

当該役務提供については、収益認識会計基準第38項（2）の要件を満たすことから、一定期間にわたって充足される履行義務であると判断しており、契約期間にわたる制作の進捗に応じて充足されるため、制作の進捗度に応じて収益を認識しております。なお、進捗度の測定は、発生原価が履行義務の充足における企業の進捗度に寄与及び概ね比例していると考えられることから、発生原価に基づくインプット法によっております。

ただし、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、収益認識適用指針第95項の代替的な取扱いを適用し、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(9) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による按分額をそれぞれ発生の翌連結会計年度より費用処理しております。

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

② 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

③ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積もられる期間（計上後20年以内）で均等償却しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用

① 会計方針の変更の内容及び理由

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。

② 連結計算書類の主な項目に対する影響額

連結計算書類に与える影響はありません。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

#### 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結貸借対照表に計上した金額

(単位：百万円)

科目名	当連結会計年度
有形固定資産	67,488
無形固定資産	23,304
うち、のれん	21,275

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当企業グループでは、事業用資産は損益管理を合理的に行える拠点単位、のれんはのれんを含む、より大きな単位について、減損の兆候の把握、減損損失を認識するかどうかの判定及び減損損失の測定を行っております。

減損の兆候の把握においては、営業損益が継続してマイナスとなっているか、又は、継続してマイナスとなる見込みであるか、経営環境が著しく悪化したか、又は、悪化する見込みであるか等について検討しております。

また、減損損失を認識するかどうかの判定においては、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって行い、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識しております。のれんについては、のれんを含まない各資産グループにおいて算定された減損損失控除前の帳簿価額にのれんの帳簿価額を加えた金額と、より大きな単位から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額とを比較し、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額の合計額を下回る場合には、減損損失を認識しております。

減損損失を認識すべきであると判定された資産又は資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

当連結会計年度以降の営業損益の見込みや割引前将来キャッシュ・フローの総額の見積りは、過去の実績や事業環境を反映した達成可能性が十分に高い事業計画を基礎としており、将来の売上高成長率や利益率を主要な仮定としております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響については、前連結会計年度末に、緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の影響を大きく受ける食品関連事業セグメントにおいて、当連結会計年度以降も同感染症の影響は継続し、その後緩やかに回復していく、と仮定しておりました。当連結会計年度における食品関連事業セグメントの需要は回復傾向にあり、同感染症拡大前の水準に戻りつつあります。2023年5月に感染症法における分類が2類から5類へと移行したことで、今後も回復していくと見込んでいることから、同感染症の影響は会計上の見積りに重要な影響を与えるものではない、と仮定しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上述の見積りや仮定には不確実性を伴うため、今後の状況が大きく変化した場合には、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

#### 4. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

		報告セグメント				その他 (*1)	合計
		食品関連事業	糖粉・飼料畜産 関連事業	住宅・不動産 関連事業	計		
販売	食品・酒類	327,294	—	—	327,294	—	327,294
	食品原材料	—	49,436	—	49,436	—	49,436
	飼料・畜産・ 水産物	1,090	47,425	—	48,516	—	48,516
	住宅資材・ 木材	—	—	42,804	42,804	—	42,804
製造・制作	食品・酒類	27,325	—	—	27,325	—	27,325
	住宅資材・ 木材	—	—	26,445	26,445	—	26,445
	工事請負	—	—	7,214	7,214	—	7,214
役務	物流	36,630	—	—	36,630	—	36,630
その他		1,502	—	22	1,524	19,290	20,815
顧客との契約から生じる収益		393,843	96,862	76,486	567,192	19,290	586,482
その他の収益		743	0	625	1,368	131	1,499
外部顧客への売上高		394,586	96,862	77,111	568,560	19,421	587,982

(\*1) 「その他」区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、運送事業、燃料関連事業、レンタカー事業、情報処理サービス事業、スポーツクラブの運営事業等を含んでおります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結注記表 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (8) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

(イ) 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の期首残高及び期末残高

契約資産は主に、マンション等の工事請負契約において、現時点までに進捗度に応じて認識した収益に係る未受領の対価であり、連結貸借対照表上「受取手形、売掛金及び契約資産」に含まれております。

契約負債は主に、顧客に約束した財又はサービスの提供前に顧客から受領した対価であり、連結貸借対照表上、流動負債の「契約負債」、固定負債の「その他」に含まれております。

なお、当期中の契約資産及び契約負債の残高に重要な変動はございません。

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	56,578	65,457
契約資産	55	9
契約負債	250	259
長期契約負債	23	19

(ロ) 当連結会計年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額  
契約負債 250百万円

## ②残存履行義務に配分した取引価格

当企業グループにおいて、当初に予想される契約期間が1年を超える契約を有する事業は、主にその他セグメントに含まれる情報処理サービス事業であり、当該契約における履行義務は、顧客に販売した情報機器に対する保守サービスの提供であります。

当該契約において、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年内	7
1年超2年内	7
2年超3年内	7
3年超	4
合計	26

なお、実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約については、残存履行義務に配分した取引価格の注記に含めておりません。当該契約における主な履行義務は、食品関連セグメントにおいて顧客に付与している追加的な財に対するオプション、住宅・不動産関連セグメントにおける、マンション等の工事請負及び注文住宅の建築であります。

## 5. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### ①担保に供している資産（帳簿価額）

販売用不動産	157百万円
仕掛販売用不動産	1,449百万円
建物及び構築物	2,107百万円
機械装置及び運搬具	13百万円
土地	2,620百万円
投資有価証券	3,880百万円
計	10,229百万円

#### ②担保に係る債務（帳簿価額）

支払手形及び買掛金	11,806百万円
短期借入金	2,934百万円
1年内償還予定の社債	28百万円
1年内返済予定の長期借入金	672百万円
社債	32百万円
長期借入金	2,745百万円
計	18,219百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 53,864百万円

(3) 債権の流動化

受取手形の債権流動化による譲渡残高	634百万円
売掛金の債権流動化による譲渡残高	6,500百万円
債権流動化に伴う買戻義務限度額	300百万円

(4) 圧縮記帳

国庫補助金等の圧縮記帳額を当該資産の取得価額から控除しております。

建物及び構築物	558百万円
機械装置及び運搬具	862百万円
工具、器具及び備品	16百万円
土地	87百万円
ソフトウェア	22百万円
計	1,547百万円

## 6. 連結損益計算書に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「4. 収益認識に関する注記 (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

## 7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	23,686,752株
------	-------------

## (2) 配当に関する事項

### ① 配当支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月24日 定時株主総会	普通株式	947	40.00	2022年3月31日	2022年6月27日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2023年6月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

(イ) 配当金の総額 1,184百万円

(ロ) 1株当たり配当額 50円

(ハ) 基準日 2023年3月31日

(ニ) 効力発生日 2023年6月26日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

## 8. 金融商品に関する注記

### 1 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当企業グループは、持株会社である当社のもとで、連結子会社ヤマエ久野株式会社における食品関連事業と住宅・不動産関連事業の卸売を中心に多様な事業を行っております。資金運用につきましては短期的な預金等に限定し、運転資金や設備投資計画に照らして必要な資金は銀行等金融機関から借入により調達しております。デリバティブ取引は、主に為替変動リスクを回避する目的で行うこととし、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金、設備投資及び企業買収に必要な資金の調達を目的としたものであります。長期借入金の一部は、変動金利であるため金利変動のリスクがあります。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

連結子会社は「債権管理並びに信用限度に関する規程」に従い、営業債権及び貸付金について取引先の状況を定期的にモニタリングし、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

#### ② 市場リスクの管理

一部の連結子会社が保有する投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。デリバティブ取引については「為替リスク管理規程」等に従い財務部門又は経理部門が担当することになっております。管理規程に準拠しているか否かのチェックは、監査部により行うようにしております。

#### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、持株会社としてキャッシュ・マネジメント・システム（CMS）を運営しグループ全体の資金調達運用を最適化しております。また、連結子会社は各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、日々の資金の運用と調達状況を把握し、手許流動性を一定水準に保持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 其他有価証券 (*2)	9,640	9,640	—
資産計	9,640	9,640	—
(1) 長期借入金 (*3)	31,658	31,624	△34
負債計	31,658	31,624	△34

(\*1) 「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「支払手形及び買掛金」及び「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(\*2) 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度 (百万円)
非上場株式	1,988

(\*3) 「1年内返済予定の長期借入金」を含めております。

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	20,388	—	—	—
受取手形	1,319	—	—	—
売掛金	61,922	—	—	—
合計	83,630	—	—	—

(注2) 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	11,599	—	—	—	—	—
長期借入金	6,417	5,221	4,777	4,336	3,717	7,186
合計	18,017	5,221	4,777	4,336	3,717	7,186

### 3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	9,640	—	—	9,640

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	—	31,624	—	31,624

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)

これらの時価は、元利金の合計と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 9. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、福岡県その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等 (土地を含む) を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時 価
6,625	10,495

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については、社外の不動産鑑定士による「不動産鑑定評価基準」に基づく金額、ただし、直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。その他の物件については、適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく金額であります。

**10. 1株当たり情報に関する注記**

1株当たり純資産額	2,719円94銭
1株当たり当期純利益	332円57銭

**11. 重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

**12. その他の注記**

記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

〔2022年4月1日から〕  
〔2023年3月31日まで〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金
		そ の 資 本	他 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	2,974	42,507	42,507	－
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	－
剰余金の配当に伴う 利益準備金の積立	－	－	－	94
当 期 純 利 益	－	－	－	－
自己株式の取得	－	－	－	－
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	94
当 期 末 残 高	2,974	42,507	42,507	94

	株 主 資 本		資 本		純 資 産 計
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計	
	そ の 利 益 剰 余 金	他 余 金			
当 期 首 残 高	1,635	1,635	△0	47,117	47,117
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	△947	△947	－	△947	△947
剰余金の配当に伴う 利益準備金の積立	△94	－	－	－	－
当 期 純 利 益	2,938	2,938	－	2,938	2,938
自己株式の取得	－	－	△0	△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	－	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	1,896	1,990	△0	1,990	1,990
当 期 末 残 高	3,531	3,626	△0	49,107	49,107

## 個 別 注 記 表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式…………… 移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア（自社利用分）…………… 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は子会社への経営指導を行っており、当社の子会社を顧客としております。経営指導にかかる契約については、当社の子会社に対し経営・管理等の指導を行うことを履行義務として識別しております。当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、契約期間にわたって期間均等額で収益を計上しております。

また、受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用

### ① 会計方針の変更の内容及び理由

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。

### ② 計算書類の主な項目に対する影響額

計算書類に与える影響はありません。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の評価

### (1) 当事業年度の貸借対照表に計上した金額

(単位：百万円)

科目名	当事業年度
関係会社株式	67,256

### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

#### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当社の保有する関係会社株式は、全て市場価格のない株式であります。

関係会社株式については、当該株式の実質価額が著しく低下した場合で、かつ、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない場合には、相当の減額を行うこととしております。

関係会社株式のうち将来の超過収益力を加味した価額で取得した株式については、当事業年度末における超過収益力の価値を実質価額に反映させております。

#### ② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

当事業年度末における超過収益力の価値の算定に際しては、過去の実績や事業環境を反映した達成可能性が十分に高い事業計画を基礎としており、将来の売上高成長率や利益率を主要な仮定としております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響については、前事業年度末に、緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の影響を大きく受ける食品関連事業において、当事業年度以降も同感染症の影響は継続し、その後緩やかに回復していく、と仮定しておりました。当事業年度における食品関連事業の需要は回復傾向にあり、同感染症拡大前の水準に戻りつつあります。2023年5月に感染症法における分類が2類から5類へと移行したことで、今後も回復していくと見込んでいることから、同感染症の影響は会計上の見積りに重要な影響を与えるものではない、と仮定しております。

### ③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

上述の見積りや仮定には不確実性を伴うため、今後の状況が大きく変化した場合には、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

## 4. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「個別注記表 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 5. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において、「流動負債」の「その他」に含めておりました「未払金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記することとしております。なお、前事業年度の「未払金」は0百万円であります。

## 6. 貸借対照表に関する注記

(1) 保証債務

銀行取引等に対する保証債務

日装ビルド(株)	1,237百万円
ヤマエ石油(株)	581百万円
あしたも(株)	20百万円
計	1,838百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分表示したものを除く)

短期金銭債権	21,104百万円
短期金銭債務	18,654百万円

## 7. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益	4,390百万円
営業費用	79百万円
営業取引以外の取引による取引高	144百万円

## 8. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	124株
------	------

## 9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

未払事業税	4百万円
賞与引当金	7百万円
貸倒引当金	55百万円
投資有価証券評価損	29百万円
減価償却超過額	1百万円
その他	0百万円
繰延税金資産小計	100百万円
評価性引当額	△85百万円
繰延税金資産合計	15百万円
繰延税金負債合計	－百万円
差引：繰延税金資産の純額	15百万円

## 10. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(*1)	科目	期末残高
子会社	ヤマエ久野(株)	所 有 直接100%	資金貸借 経営指導 役員の兼任	経営指導料(*2) CMS資金貸借(*3) 受取利息(*4) 支払利息(*4) 配当金の受取(*5)	734 5,054 23 0 3,000	未収入金 短期貸付金	67 10,316
子会社	(株)日装建	所 有 直接100%	資金貸借 経営指導 役員の兼任	CMS資金貸借(*3) 支払利息(*4)	28 0	短期借入金	2,001
子会社	ハイビック(株)	所 有 間接100%	資金貸借 経営指導	CMS資金貸借(*3) 支払利息(*4)	8,554 39	短期借入金	9,617
子会社	(株)TATSUMI	所 有 直接100%	資金貸借 経営指導	CMS資金貸借(*3) 支払利息(*4)	625 2	短期借入金	1,306
子会社	ヤマエ菓子(株)	所 有 直接100%	資金貸借 経営指導 役員の兼任	CMS資金貸借(*3) 受取利息(*4)	1,500 6	短期貸付金	1,536
子会社	HVCホールディングス(株)	所 有 直接100%	資金貸借 経営指導	資金貸借(*3) 受取利息(*4)	4,790 21	短期貸付金	4,790
子会社	(株)デリカフレンズ	所 有 直接100%	資金貸借 経営指導 役員の兼任	CMS資金貸借(*3) 支払利息(*4)	1,340 6	短期借入金	1,101
子会社	日装ビルド(株)	所 有 直接100%	債務保証 経営指導 役員の兼任	債務保証(*6)	1,237	—	—
関連会社	ワイ&アイ ホールディングス(同)	所 有 直接50%	資金貸借	資金貸借(*3) 受取利息(*4)	1,294 6	短期貸付金	1,267

(\*1) 取引金額には消費税等は含まれておりません。

(\*2) 経営指導料は業務内容を勘案し、双方協議の上決定しております。

(\*3) 資金貸借の取引金額は当事業年度における平均貸付（借入）残高を記載しております。

(\*4) 利率は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(\*5) 配当金の受取については、子会社の当期純利益から必要投資額等を控除した金額をベースに協議の上、決定しております。

(\*6) 債務保証については、上記子会社の借入金について当社が保証しております。

**11. 1株当たり情報に関する注記**

1株当たり純資産額	2,073円23銭
1株当たり当期純利益	124円05銭

**12. 重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

**13. その他の注記**

記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。